



立教大学教授 湯澤 直美

1 子どもの貧困とは

わが国では、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、法律の規定に基づき、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。これにより、「子どもの貧困」は個人の自助努力の問題ではなく、政府・自治体等が解決の責務を負う社会問題であると認識されたといえます。

しかしながら、貧困は見えにくいために、「日本に貧困問題などないのではないか」、「経済的に困窮している家庭の子どもでもゲームを持っているのではないか」、「保護者がもう少し頑張るべきではないか」といった声も散見されます。そこで、貧困の現実や当事者への影響を支援者が理解し、広く市民に伝えていくことから始めていかなければなりません。

では、そもそも「子どもの貧困」とは何をさしているのでしょうか。本来、貧困の問題は「大人」の貧困、「女性」の貧困、「高齢者」の貧困などと区別して考えるべきものではなく、いずれも同じ社会の仕組みの中で生活の困窮状態が現れているということをもまず理解する必要があります。そのなかにあって、全面的に成長・発達をとげる時期である「子ども期」に貧困に晒されることは、子ども自身に固有の困難をもたらします。早期の介入や支援がなければ、その後の人生に持続的な影響を及ぼすことにもなりかねません。そこで、「子どもの貧困」というアプローチには、子ども期の特性に焦点をあて、貧困がもたらす影響を子どもの側にたって考える、という意味があるのです。

2 経済的貧困と社会的孤立

戦争や大恐慌、震災など、社会の発展のなかに貧困問題は常に存在してきました。しかし、わが国では、昭和31年の「経済白書」にて「もはや戦後ではない」と評され、その後、「一億総中流」と言われた時代には、貧困問題を社会的に取り上げることも少なくなりました。

現代社会では、社会が標準とする生活水準は上がった一方、経済的格差が広がり、いったん貧困状態に陥ると抜け出すことが難しい状況にあるといえます。ある母子生活支援施設で生活していた母親が次のようなことを言いました。「貧困なのは私の運命。抜け出すことなんてできない」。これは現在の社会の縮図のような言葉であると

思います。

世界の動向をみると、生命の危機に晒される貧困だけではなく、豊かな国のなかに存在する貧困が注目されています。開発途上国などでは、生存に必要な最低限の生活水準を維持する所得を下回る「絶対的貧困」がいまだ深刻です。一方、社会で標準とされる状態や通常であれば入手できる生活水準を下回る「相対的貧困」が、先進諸国において社会問題化しています(下記参照)。

開発途上国には靴を買うことができずに生活している子どもも多くいますが、そこでは靴を買えないことがいじめの要因とはなりません。一方で、わが国で靴を買えない子どもは、学校において排除の対象になってしまう可能性があります。

では、自転車を買うことができない家庭のA君は貧困といえるのでしょうか。放課後に子ども同士で「自転車で〇時に公園に集合して遊ぼう」となった際に、A君はそこへ参加することができません。友だちとの関係性が薄れてしまい、社会的な疎外感を感じることに繋がります。

また、スポーツが大好きなB君が、会費が払えず地元のスポーツ少年団に入ることができないといった場合はどうでしょうか。「スポーツ少年団に入れなくても悪いことはない」「生活が苦しいのだから仕方ない」と思われるのでしょうか。しかし、B君はやりたくてもできない現状を我慢することになります。他のことに対しても、「どうせできないのだから」といったあきらめや意欲の低下につながる可能性があります。

経済的な課題だけでなく、人間関係の希薄化、孤立、自己肯定感の減退など、さまざまな影響を及ぼすのが貧困であるということを認識することが求められています。また、そういった状況下の子どもたちがどのように感じているのか、その点に留意して「子どもの貧困」を捉えることが大切です。

用語解説

貧困をはかる指標

貧困をどのように把握するか、その定義や指標はさまざまです。ここでは次の2つの用法を紹介します。「絶対的貧困」とは、一般的に、必要最低限の生活水準が満たされない状態をさします。しかし、国によって生活水準や生活必需品は異なることから、先進諸国間での比較を行なう際に一般的に用いられているのが「相対的貧困」です。

「相対的貧困」を計測するために世帯の所得に注目し、子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたときの真ん中の人の所得を中央値とし、その50%の値(貧困線)に満たない人の割合を算出するのが「相対的貧困率」です。この場合の所得とは、可処分所得をいい、所得税、住民税、社会保険料および固定資産税を差し引いた、いわゆる手取り収入に相当するものです。貧困線は60%でとることもあり、固定されたものではありません。

3 日本の貧困の状況

わが国における全年齢層の相対的貧困率(図1)は、平成24年に16.1%で、統計がある昭和60年以降で最悪の数値を更新しています。子どもの貧困率は16.3%と、全年齢層の比率を上回りました。16.3%は約324万人に相当し、1年間に生まれる子どもの数が約100万人ということ考えると、決して少ない数ではないことがわかります。

また、相対的貧困率でもわが国が突出しているのは、54.6%というひとり親家庭の貧困率です(平成24年)。ひとり親家庭の2世帯に1世帯以上は貧困の状況にあるということなのです。

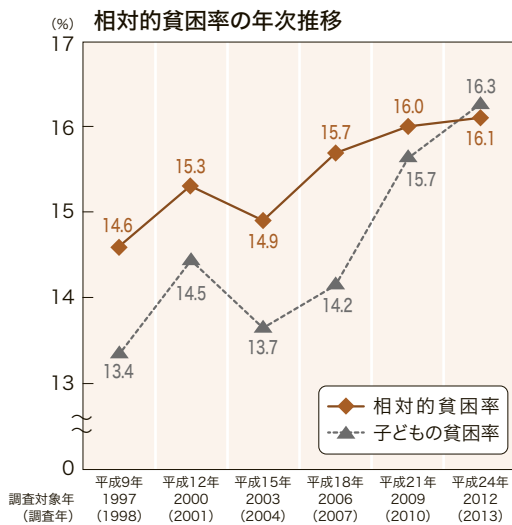
母子家庭の母親は、その8割以上が就労しています。ひとり親家庭なのだから就労するのは当たり前という考え方もあるかもしれませんが、しかし、OECD諸国では「非就労のひとり親世帯」の貧困率は平均約6割、「就労するひとり親世帯」の貧困率は平均約2割となりますが、日本では「就労するひとり親世帯」の方が「非就労のひとり親世帯」の貧困率を上回っている状況です(表1)。ふたり親世帯についても、通常は2人が就労していれば1人のみの就労よりも格段に貧困率は減るものですが、日本ではその割合はあまり変わらない状況です。つまり、就労が貧困をほとんど緩和しておらず、働いても貧困状況から脱却できないワーキングプアの典型的な状態といえます。男女の賃金格差が縮小せず、女性労働が劣位に置かれる問題も深刻です。

現代の貧困は、経済格差が教育格差に直結することも特徴のひとつといえます。大学等の年間授業料は年々増加しています。子どもの入学、在学費用の累計は年収が低い世帯ほどその負担が重くなっています。親の年収別に高校卒業後の子どもの予定進路をみると、年収が高くなるにつれ4年制大学への進学が増え、年収が低いと就職などの進路を選ぶ子どもが増えていきます。義務教育にかかる経費も家計を直撃します。

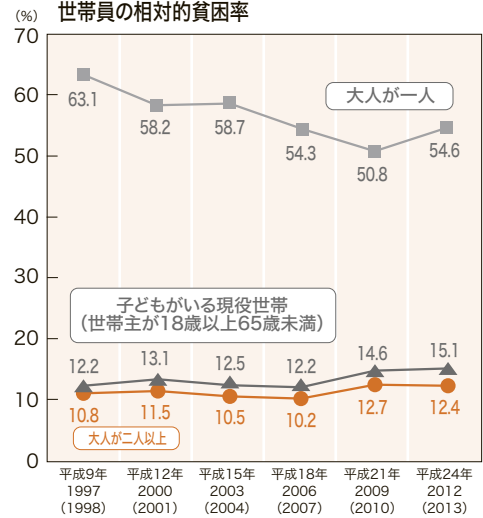
つまり、世帯の経済状況により子どもの将来の選択肢が限られてしまう状況にあるといえます。一例をみると、母子世帯の親の学歴が大学・大学院卒の場合には、その子どもの最終進学目標も8割以上が大学・大学院となりますが、親の学歴が高卒の場合には、大学・大学院を子どもの最終進学目標とする親は3割程度となっています(表2)。現在の奨学金制度は貸与型が主流であり、学生のなかでは「2人とも奨学金を受けているから将来結婚したら家計が大変だ」という会話がされているのが現状です。

雇用の改善とともに所得の再分配を機能させ、教育費の私費負担を減らすなどの方策によって生活の困窮状態は緩和されますが、日本は諸外国と比べても、教育や子育て費用への公的拠出は低い水準にあります。

図1 相対的貧困率の推移について



子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



資料：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

表1 子どものいる世帯の貧困率：世帯類型・就労状況別 (OECD諸国・2010年)

単位：%

国名	子どもの貧困率	現役世代の子どものいる世帯の貧困率					
		計	ふたり親世帯			ひとり親世帯	
			就労者なし	1人が就労	2人以上が就労	非就労	就労
日本	15.7	14.6	36.0	13.6	11.8	50.4	50.9
アメリカ	21.2	18.6	86.9	28.1	5.8	90.7	31.1
カナダ	14.0	11.9	68.5	23.2	4.4	87.0	27.4
オランダ	9.9	7.9	66.4	15.4	2.0	58.2	22.6
イタリア	17.8	16.6	84.7	29.2	5.6	84.2	27.0
韓国	9.4	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	15.1	12.5	67.5	10.3	1.9	73.1	14.4
フランス	11.0	8.7	24.8	11.4	2.9	49.7	18.4
ギリシャ	17.7	15.8	57.8	26.3	4.7	54.0	16.7
ドイツ	9.1	7.1	16.4	2.5	0.5	54.0	23.8
スウェーデン	8.2	6.9	58.4	18.2	1.2	56.7	10.9
イギリス	9.8	9.2	30.3	8.6	1.0	27.8	4.8
デンマーク	3.7	3.0	30.5	9.3	0.9	26.7	5.6
OECD平均	13.3	11.6	53.6	18.6	4.1	58.0	20.9

注：日本のデータは2009年

注：OECD Income distribution questionnaire, version December 2014
<http://www.oecd.org/social/family/database.htm> をもとに筆者作成

表2 母子世帯の子どもに関する最終進学目標 (母親の最終学歴別・平成23年)

子どもの親の学歴	子どもの進学	総数	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
総数		1,575 (100.0)	9 (0.6)	477 (30.3)	89 (5.7)	85 (5.4)	607 (38.5)	218 (13.8)	90 (5.7)
中学校		205 (100.0)	5 (2.4)	95 (46.3)	16 (7.8)	8 (3.9)	41 (20.0)	24 (11.7)	16 (7.8)
高校		760 (100.0)	2 (0.3)	299 (39.3)	46 (6.1)	43 (5.7)	231 (30.4)	100 (13.2)	39 (5.1)
高等専門学校		68 (100.0)	— (—)	15 (22.1)	13 (19.1)	9 (13.2)	19 (27.9)	10 (14.7)	2 (2.9)
短大		193 (100.0)	— (—)	23 (11.9)	5 (2.6)	16 (8.3)	111 (57.5)	28 (14.5)	10 (5.2)
大学・大学院		110 (100.0)	— (—)	3 (2.7)	2 (1.8)	— (—)	96 (87.3)	6 (5.5)	3 (2.7)
専修学校・各種学校		214 (100.0)	2 (0.9)	37 (17.3)	6 (2.8)	8 (3.7)	97 (45.3)	48 (22.4)	16 (7.5)
その他		25 (100.0)	— (—)	5 (20.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	12 (48.0)	2 (8.0)	4 (16.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値。

資料：厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

4 子どもの貧困の解決にむけて

貧困の問題は一部の人の問題ではなく、社会の仕組みのなかで発生している問題であることから、地域のなかで課題を共有し、支援者を増やすこと、またその仕組みをつくるのが大切です。

平成15年の国連総会では子どもの貧困について以下のような定義を採択しています。

「子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる」

世帯の貧困は、子どもの生きる権利、育つ権利、参加する権利、守られる権利など、子どもが本来有する権利を侵害するものであり、子どもの貧困問題は子どもの権利を否定する問題であると捉えられています。それゆえ、子どもの貧困問題は放置してはならないのです。

子どもが抱えている困難を早期に見出し支援をしないと、個人の力では解決できない問題になってしまいます。ある例から考えてみましょう。家計を助けるために定時制の学校に転校し、アルバイトを始めた生徒Cさんがいるとします。しかし、その定時制高校が統廃合の対象となり、その結果、通学する校舎が今までより遠くなってしまいました。Cさんは、通学時間が長くなることで、アルバイト時間を短縮せざるを得なくなります。また、まとまったお金を作ることができず、割引のある定期券が購入できずに毎日切符を買って通学することになり、かえって費用がかさみます。やがて、通学か就労かを選択せざるを得ない状態に追い込まれ、Cさんは退学を余儀なくされました。高校中退となったCさん。その後、安定した職に就くことができず、学校にも職場にも地域にも居場所がなく、孤立を深めていきます。そして、成人後にも貧困状態が持続していきます。このように、一人の子どもの人生のなかに、「不利」が累積し、「不利」の雪だるまになってしまうことのないよう、地域社会の支援が必要です。

その仕組みのひとつとして居場所づくりなどがあげられます。民児協においてもすでにサロン活動や居場所づくりを行なっているところも多いですが、そのように人が集う場のなかで、ニーズをキャッチできることもあります。相談窓口に生活困窮者自身が行くことは敷居が高いものです。また、過去に相談で解決策が見出せずに嫌な経験をしている人もいます。そうした人びとにとっても人が集まり、気軽に集える場を

つくることは有意義で、顔の見える関係のなかで支援につなげていくことが大切です。

また、子どもの貧困問題へのアプローチもまた、虐待対応と同様に子どもが生まれる前からの保護者への支援が重要です。妊娠期や乳幼児期から関わり、保護者のSOSを発見し、早期に関係機関や支援策につなげることが有効です。そのために地域の関係者・関係機関が日頃から顔の見えるネットワークをつくり、あらゆる子どもたちを包摂する地域づくりを進めることが大切です。

5 どんな子どもたちも包摂され、 健やかな成長を支える地域をめざして

低所得世帯とその子どもが、地域の人びとの無関心により孤立することが課題となっています。一方で、マスメディアによる生活保護バッシングなどの影響で、「生活保護を受給しているのに遊んでいる」「母子家庭なのに男性と外出している」など、周囲の偏見や監視のまなざしが強化されています。そのようななかで、困難な状態に置かれている人びとが「声を奪われる状態=voicelessの状態」になってしまうことも、留意しなければならない課題のひとつです。

地域における「重要な他者」の存在の有無が、子どもたちの健やかな成長やその後の人生に影響を及ぼします。家族だからできることもあれば、家族だからできないこともあります。家族に過大な期待をすることから一步距離をおき、家族の限界を見極める目をもつことも、支援者には必要です。地域で子どもたちの健やかな成長を見守るために、地域における課題を共有し、「重要な他者」となる協力者を増やすことが求められます。

